

平成 25 年度生徒指導集中対策指定校等の状況及び 平成 26 年度同指定校について

1 平成 25 年度生徒指導集中対策指定校 32 校の暴力行為発生件数の状況について [小学校2校，中学校22校，高等学校8校]

注) 平成25年度の数值は，聴き取り速報値である。△は，減少を示す。

【件】

	平成 25 年度	平成 24 年度	H25－H24		目標値 (対前年度比)
S S 派遣校 (13 校)	80	282	△202	-71.6%	80%減
S S 未派遣校 (19 校)	84	178	△94	-52.8%	50%減
合 計	164	460	△296	-64.3%	—

暴力行為の発生件数は，対前年度比 296 件，64.3%減少しており，小・中・高等学校いずれの校種においても減少した。スクールサポーター派遣校 13 校においては，前年度から 202 件，71.6%減少し，80%減という目標値を達成していないものの大きな成果ができた。また，スクールサポーター未派遣校 19 校においても，前年度から 94 件，52.8%減少し，50%減という目標値を達成した。

2 平成25年度生徒指導実践指定校（生徒指導集中対策指定校を含む）142校の状況 について [小学校89校，中学校45校，高等学校 8 校]

注) 平成25年度の数值は，聴き取り速報値である。△は，減少を示す。

(1) 暴力行為の発生件数及び状況について

【件】

年 度	平成25年度	平成24年度	増減 (%)
小学校	157	122	35 (28.7%)
中学校	184	421	△237 (△56.3%)
高等学校	45	72	△27 (△37.5%)
合計	386	615	△229 (△37.2%)

暴力行為の発生件数は，合計で対前年度比 229 件，37.2%減少した。小学校の指定校において暴力行為が増加している要因としては，問題行動の低年齢化に加えて，各学校が暴力行為への指導に当たって，生徒指導の基準となる生徒指導規程にもとづき組織的に指導するなど，生徒指導体制が確立されてきたことが挙げられる。

(2) いじめの認知件数及び状況について

【件】

年 度	平成25年度	平成24年度	増減 (%)
小学校	148	198	△50 (△25.3%)
中学校	121	161	△40 (△24.8%)
高等学校	14	19	△5 (△26.3%)
合計	283	378	△95 (△25.1%)

いじめの認知件数は，合計で対前年度比95件，25.1%減少した。いじめの問題への対応に当たっては，「学校いじめ防止基本方針」に基づき，校内に設置した「いじめ防止委員会」を中心として，学校の実情に応じ取組を推進する。また，児童生徒が自律して，自分達でいじめのない学校を目指して取り組んでいけるよう，児童生徒会組織の中にいじめ防止のための委員会を設置し，いじめ撲滅キャンペーンといった活動を行うなど，児童生徒の主体的な活動を支援する。

(3) 不登校児童生徒数及び状況について

【人】

年 度	平成25年度	平成24年度	増減 (%)
小学校	225	232	△7 (△3.0%)
中学校	536	554	△18 (△3.2%)
合計	761	786	△25 (△3.2%)

不登校児童生徒数は、小・中学校合計で対前年度比 25 人、3.2%減少した。効果的な取組としては、小・中連携や計画的な家庭訪問の実施、関係機関との連携、個別の指導記録票の作成などが挙げられる。

(4) 中途退学生徒数及び状況について

【人】

年 度	平成25年度	平成24年度	増減
高等学校	155	209	△54 (△25.8%)

中途退学生徒数は、対前年度比 54 人、25.8%減少した。効果的な取組としては、生徒指導規程の見直しや新入生の状況を早期に共有するなど中高連携を充実したこと、個別面談の実施やスクールカウンセラーによる教員研修の実施等、教育相談体制を確立したことが挙げられる。

3 平成 26 年度生徒指導実践指定校（生徒指導集中対策指定校を含む）について

(1) 指定校数について

【校】

区分	小学校	中学校	高等学校	合計
生徒指導実践指定校	69	44	8	121
生徒指導集中対策指定校	4	17	2	23
スクールサポーター配置校	—	12	—	12

(2) 生徒指導集中対策指定校への取組の柱について

- ア 生徒指導、学習指導、学校経営の 3 つの柱を中心として集中的な学校訪問指導を行う。
- イ 平成 26 年度新規の指定校、平成 25 年度からの継続指定校、平成 25 年度の生徒指導集中対策指定校から平成 26 年度生徒指導実践指定校になったアフターフォロー校に対して、それぞれの状況に応じた学校訪問指導を行う。
- ウ 問題行動の未然防止の取組とともに、逮捕・補導された児童生徒が、学校生活に適應できるよう体制の確立を図る。

(3) 指定校数の前年度比較について

【校】

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	増減
生徒指導実践指定校数	142	121	△21
生徒指導集中対策指定校数	32	23	△9
スクールサポーター配置校数	13	12	△1

4 平成26年度生徒指導集中対策指定校及び平成26年度生徒指導実践指定校一覧

PT：生徒指導集中対策指定校
SS：スクールサポーター配置校

【小・中学校】

市町名	小学校	PT	SS	中学校	PT	SS	教育事務所等	市町名	小学校	PT	SS	中学校	PT	SS		
広島市	—			吉島	○	●	西部	大竹市	大竹	○		大竹				
	江波			江波	○			廿日市市	廿日市				廿日市			
	福木			福木	○	●			阿品台西				阿品台			
	庚午			庚午	○				大野東	○		—				
	草津								平良			—				
	可部南			可部	○	●		呉市	仁方				仁方			
	亀山			亀山	○	●			—				白岳			
	亀崎			亀崎	○				阿賀				—			
	—			三入	○	●		東広島市	寺西				中央			
	八幡東			三和	○	●			江田島市	—			大柿			
	—			五日市南	○			府中町	府中中央				府中緑ヶ丘	○	●	
	温品			温品					府中南					—		
	中山			二葉					府中				—			
	尾長			高取北				海田町	海田				海田			
	上安				城山北					熊野町	熊野第三			—		
	八木			落合					熊野第四					—		
	梅林				五日市				竹原市	—				竹原	○	(●)
	真亀			五日市中央						芸北支所	吉田	○			吉田	
	落合東				五日市				小田東					—		
	五日市			竹屋					安芸太田町		加計				—	
	天満			—				北広島町	八重				—			
	観音			—					壬生				—			
	己斐			—				東部	三原市	三原				第二		
	井口台			—						本郷				本郷		
	口田			—						田野浦				—		
	矢野			—					尾道市	栗原				栗原		
	瀬戸			済美	○	●				吉和				吉和		
	—			鳳	○	●				—				美木		
松永			松永	○	●	高須						高西				
手城			一ツ橋	○	●	久保						—				
川口			城南			山波						—				
川口東				培遠			高見					—				
緑丘			誠之			因北				—						
日吉台			東朋			府中市	府中			—						
新涯			—			北部	三次市	十日市			十日市					
坪生	○		—				—	—			八次					
深津			—			庄原市	庄原				庄原	○	●			
千田			—				本郷				—					
本郷			—							—						

【高等学校】

	高等学校	PT	SS
県立	府中東	○	
	沼南	○	
	松永		
	黒瀬		
	河内		
	安西		
	神辺		
	福山商業		

<参考>

区分	生徒指導実践指定校数	生徒指導集中対策指定校数 (PT)	スクールサポーター配置校数 (SS)
小学校	69	4	—
中学校	44	17	12
高等学校	8	2	—
合計	121	23	12

注1) 「—」は、小学校及び中学校を単独で指定していることを示す。

注2) 「PT」の欄の○印は、生徒指導集中対策指定校を示す。

注3) 「SS」の欄の●印は、生徒指導集中対策指定校のうち、スクールサポーター配置校を示す。

※竹原中学校は、市町の費用負担パイロット事業により派遣。